関税法施行令等の一部を改正する政令案要綱

- 1. 経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定(以下「日EU協定」という。)における関税についての特別の規定による便益を適用する場合に締約国原産品申告書等に関する所要の規定を整備することとする。(関税法施行令第61条関係)
- 2. 経済連携協定に基づく関税の緊急措置等の対象となる国際 約束に日EU協定を追加することとする。(関税暫定措置法施 行令第10条の2関係)
- 3. 日EU協定に基づく特定の貨物に係る関税の譲許の修正の対象となる物品を指定し、その修正の適用に関する所要の規定等(輸入数量の算出方法等)を整備することとする。(関税暫定措置法施行令第10条の4、第14条、第16条、第18条、第19条、第19条の2、第19条の4、第19条の6~第19条の11及び別表第1関係)
- 4. 日EU協定に基づく関税の免除の対象とならない加工又は 修繕を指定することとする。(関税暫定措置法施行令第 31 条の 2 関係)
- 5. 日EU協定において関税の譲許が特定の用途に供するものであることを要件としている物品を指定することとする。(関税暫定措置法施行令第32条関係)
- 6. 国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令に 規定された「特定役務」の定義に、日EU協定に規定されたサ ービスを追加することとする。(国の物品等又は特定役務の調 達手続の特例を定める政令第2条関係)
- 7. 日EU協定において関税割当制度の対象としている物品の 指定及びその割当方法等に関する所要の規定を整備すること とする。(経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令第 2条及び別表第1関係)
- 8. EU加盟国の税関当局から申告原産品が特定原産品である か否かについての確認に資すると認められる情報の提供を求 められたときに、財務大臣がその求めに応じなければならない

期間等を定めることとする(経済連携協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律施行令第2条、第4条及び第6条関係)

- 9. その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 10. この政令は、日EU協定の効力発生の日から施行することとする。(附則第1項関係)